⑨　公益社団法人日本放射線腫瘍学会が作成した同意説明文書及び統一治療方針に基づいた治療を実施していること。
⑩　公益社団法人日本放射線腫瘍学会に対して症例の登録及び実施状況を報告すること。
⑪　公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。
⑫　キャンサーボードが設置されている、又はがん診療連携拠点病院の有するキャンサーボードにおける治療方針等に基づいて実施する体制を有していること。

七　自家液体窒素処理骨移植
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
骨軟部腫瘍切除後の骨欠損
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら整形外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　整形外科専門医（公益社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　整形外科を標榜（ぼう）していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
③　病理の検査を実施する部門（以下「病理部門」という。）が設置され、専ら病理の診断を実施する医師（以下「病理医」という。）が配置されていること。
④　病床を二十床以上有していること。
⑤　当直体制が整備されていること。
⑥　緊急手術体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑪　当該療養について五例以上の症例を実施していること。
⑫　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

八　抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
悪性脳腫瘍
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら脳神経外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　脳神経外科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　脳神経外科を標榜（ぼう）していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
④　薬剤師が配置されていること。
⑤　臨床検査技師が配置されていること。
⑥　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑧　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑨　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

九　家族性アルツハイマー病の遺伝子診断
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
家族性アルツハイマー病
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら神経内科又は精神科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　神経内科専門医、精神科専門医（公益社団法人日本精神神経学会が認定したものをいう。）又は臨床遺伝専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　神経内科又は精神科を標榜（ぼう）していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　臨床検査技師が配置されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑦　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑧　神経疾患の遺伝子診断ガイドライン２００９に準拠した遺伝子診断を実施する体制を有していること。
⑨　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑩　当該療養について症例を実施していること。

十　腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
膀胱尿管逆流症（国際分類グレードⅤの高度逆流症を除く。）
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　泌尿器科専門医（一般社団法人日本泌尿器科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。
③　当該療養について三年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。